

鶴見労働基準監督署管内（鶴見区〔扇島を除く〕）における陸上貨物運送事業の労働災害発生状況と対策について

はじめに

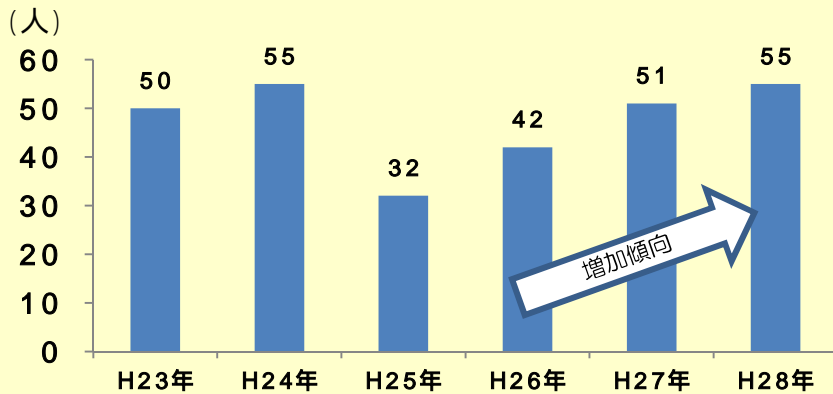
陸上貨物運送事業における休業4日以上の労働災害は、交通労働災害に比べ、トラックの荷台等から墜落する労働災害の方が多く発生しております。

また、厚生労働省が示す第12次労働災害防止計画においては、陸上貨物運送事業を重点業種とし、平成24年を基準に平成29年までに休業4日以上の労働災害発生件数を10%減少させる目標を定めています。

これに準じ、当署においては、15%減少させる目標と定めましたが、鶴見署管内の陸上貨物運送事業における災害は、平成26年に増加に転じ、目標値を上回る状況となっております。

労働災害の傾向を把握し、早急に具体的な対策を行うよう努めてください。

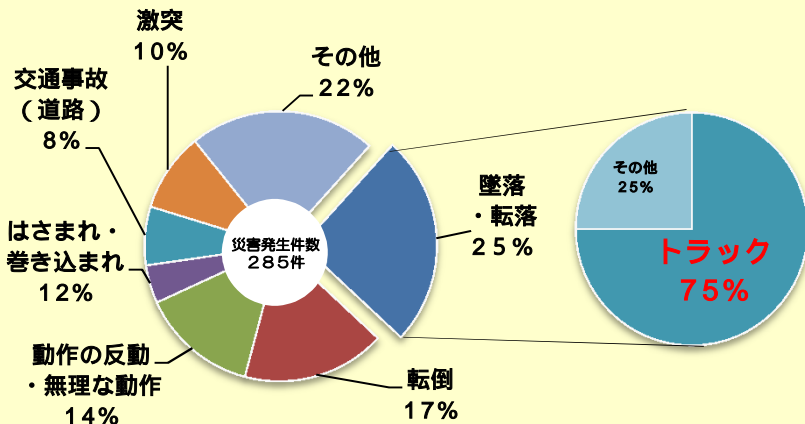
当署管内の陸上貨物運送事業における休業4日以上の労働災害発生状況



当署管内の事業場における陸上貨物運送事業の休業4日以上の労働災害は、平成23年、24年は50件台でありましたが、平成25年に32件と約40%減少しました。しかし、平成26年から、再び増加し、平成28年に55件となりました。

第12次労働災害防止計画目標である「平成29年における休業4日以上の労働災害46件以下」を達成するには一層の取組が必要です。

当署管内における陸上貨物運送事業の休業4日以上の労働災害発生状況（平成23年～28年）



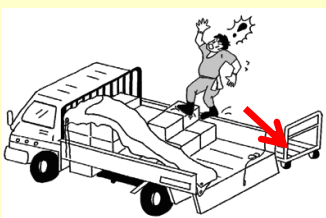
当署管内における平成23年～平成28年に発生した陸上貨物運送事業の休業4日以上の労働災害は285件で「墜落・転落」が25%、「転倒」が17%、「動作の反動・無理な動作」が14%占めています。

また、左図のとおり、「墜落・転落」のうち、起因物はトラックが75%占めています。

「動作の反動・無理な動作」は、トラックから降りる際に足首をひねる、荷物を持ち上げる際に腰痛などとなる災害が見られます。

「転倒」は、雨で濡れていたトラックの荷台で転倒、ロールボックスパレット（かご台車）の車輪にはさまれて転倒するなどが見られます。

荷下ろし、荷積み中の災害事例



発生状況

作業者が、一人でトラックの荷台上で製品の積み替えを行っている際に、荷台で足を踏み外して約1m墜落し、かかととすねを打ち骨折したものの。

原因

荷の積み替えの作業手順を決めていなかったこと。
また、作業者にその作業の安全教育を行っていなかったこと。
足場などの作業床を準備していなかったこと。など・・・

労働災害防止対策は・・・

この災害に対する再発防止対策としては、当然、作業手順を決めて、安全衛生教育を行う、足場などの設備を設置し、作業させることなどであるが・・・

本当にこれだけで、安全に作業ができるか？

リスクは他にもたくさん潜んでいる！！

例えば、トラックのあおりに指をはさまれる、荷台で転倒するなど。事前に対策をしておきましょう！

裏面で、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインのポイントについてまとめましたので、**早急に取組をお願いします。**

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインのポイント

安全衛生管理体制の確立

STEP 1

荷役災害防止担当者を決めましょう。

荷役災害防止担当者は、安全管理者、安全衛生推進者、配車部門の責任者等から選びましょう。担当者を決めるのは、取組みの第1歩です。荷主や配送先側の荷役災害防止担当者と、**どちらが荷役機械（手作業）で積卸しするのか等作業分担の明確化**、荷台からの墜落防止の対策を作成する等の役割を担います。

荷役災害防止担当者に職務内容を教育しましょう。

荷役災害防止担当者に職務内容を理解してもらうため、「荷役災害防止担当者研修」を受講させましょう。研修の実施日等については、**神奈川労働局のホームページをチェック**しましょう！

事業者による安全衛生方針の表明や目標を設定しましょう。

荷役災害防止のため、社員みんなが無理なく取り組むことができる安全衛生方針や目標にしましょう。

荷主等との安全衛生協議組織を設置しましょう。

反復・定例的に荷の運搬を請負う荷主等と**安全な作業方法の確立**や**合同で荷役作業場所のパトロールを実施しその結果を評価する**など、陸運事業者と荷主等とで協議する場を設けましょう。

上記の準備が整ったら、安全衛生協議組織等で以下について、決めていきましょう。

荷役作業における労働災害防止の基本ルールづくり

STEP 2

荷役作業について契約書を見直しましょう。

運送契約時に、**荷役作業を行うのは荷主等側か、陸運事業者側か契約時に役割分担を明確に**しましょう。書面契約の締結をすることも重要です。（トラック運送業における書面化推進ガイドライン参照）

運転手等の荷台やプラットフォーム等からの墜落防止対策を決めましょう。

トラックの荷台やプラットフォームからの墜落防止対策は、荷主等の協力が不可欠であり、具体的には組み立て式の足場を設置する、安全带取付け設備を設置する等予め話し合っておきましょう。

運転手が台付け作業やラッシングベルトの固定作業など、荷台上で作業することも想定しましょう。

その他の労働災害防止についても対策を決めましょう。

ア フォークリフト災害の防止

運転手がフォークリフトと衝突する災害や作業を手伝っている際に荷が転倒する等、慣れていない場所や慣れていない作業により、被災する事故が多発しています。

荷主等の**事業場内の交通ルールの共有化、作業分担の明確化**等を行ないましょう。

イ 転倒災害の防止

荷主等の事業場内で段差につまづき転倒する、事業場内のくぼみにはまり転倒する、雨で滑りやすくなった事務所の床で転倒するなど、事業場側の協力が必要な場合が多いので、**対策をお願いできるよう事前にルールを決めておきましょう。**

ウ その他の災害防止

他にも、荷が崩壊する、トラックに轢かれる、重量物を持ち上げた際に腰痛になるなど、想定される災害について、保護帽の着用、安全靴の着用、重量物は荷役機械を使用する等**労働災害の防止のルールを作りましょう。**



安全作業連絡書を活用しましょう。

安全衛生協議組織で決めたことや書面契約の内容を踏まえた**安全作業連絡書を活用し**、日々の現場作業において、荷主等の現場担当者と運転手が共通の認識をもって荷役作業ができるよう、事前にFAXやメールなどで、やりとりをしましょう。

荷役作業における労働災害防止の基本ルールが決まったら、運転手に教育をしましょう。

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインのポイント（続き）

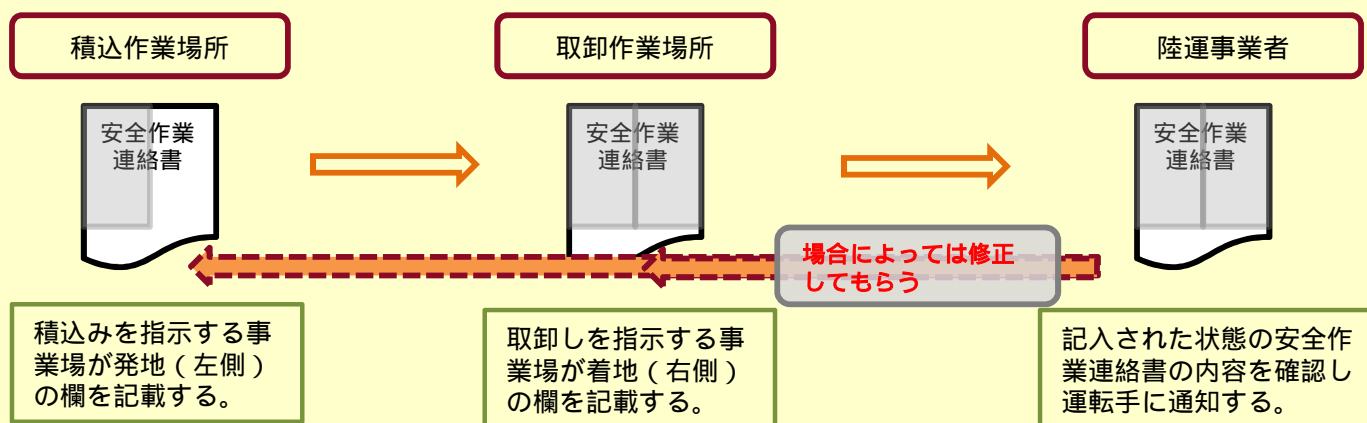
荷役作業における労働災害防止の基本ルールを運転手に教育しましょう

STEP 3

- ・荷主等との安全衛生協議組織で決まった基本ルールについて、**雇入れ時安全衛生教育、作業変更時の安全衛生教育などを通して**安全教育を実施しましょう。
- ・荷主等との安全衛生協議組織で決まった基本ルール以外についても陸運事業者が、運転手に次のような安全教育を実施しましょう。
 - ア 荷の種類等について・・・荷の種類に応じて重心位置が違うことなど
 - イ 荷役運搬機械等の種類・・・ロールボックスパレットの使い方など
 - ウ 使用器具及び工具の使い方・・・ラッシングベルトの使い方、台付けワイヤの固定方法など
 - エ 作業箇所の安全確認・・・運搬経路の安全を確認してから、指差し呼称を励行するなど
 - オ 服装、保護具・・・安全靴、保護帽、安全帯の着用など

詳細は「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」参照

安全作業連絡書の使い方（一例）



上記の安全作業連絡書の流れは、一例です。管理会社を通す場合、複数配送先がある場合など、様々なパターンがあると思いますので、それぞれに適した安全作業連絡書を作成及び流れを考え、適したものを作りましょう。次ページに、発地着地の事業場名の欄等を追加した「安全作業連絡書」を作成しましたので、活用して下さい。

陸上貨物運送事業の主な労働災害防止対策ツール

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

荷役災害防止に関し、陸運事業者が実施する事項、荷主等が実施する事項が示されています。

陸上貨物運送事業ガイドライン

検索



STOP！転倒災害プロジェクト

転倒災害を防止するためのチェックポイント、転倒しない靴の選び方、転倒災害防止の好事例等がまとめられています。

STOP！転倒災害プロジェクト

検索



交通労働災害防止のためのガイドライン

交通労働災害を防止するための、具体的実施事項が示されています。

交通労働災害防止ガイドライン

検索



ロールボックスパレット使用時の労働災害防止

ロールボックスパレットによる労働災害防止のポイントがわかりやすく解説されています。

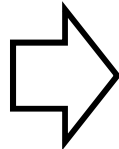
ロールボックスパレット 労働災害防止

検索



安 全 作 業 連 絡 書

事業場名	
発地住所	
担当者名	
連絡先	
F A X	



事業場名	
着地住所	
担当者名	
連絡先	
F A X	

この安全作業連絡書は、荷の積卸し作業の効率化と安全確保を図る観点から荷主又は配送先の作業環境に関する情報をあらかじめドライバーに提供するためのものである。

この安全作業連絡書は、現在使用している作業指示書とあわせて使用する。

発 地		着 地		
積込作業月日	月 日 ()	取卸作業月日	月 日 ()	
積込開始時刻	時 分	取卸開始時刻	時 分	
積込終了時刻	時 分	取卸終了時刻	時 分	
積込場所	1. 屋内 2. 屋外 1. 荷主専用荷捌場 2. トラック-ミナル 3. その他 ()	取卸場所	1. 屋内 2. 屋外 1. 荷主専用荷捌場 2. トラック-ミナル 3. その他 ()	
積 荷	品 名			
	(危険 有害性)	有 ・ 無 ()		
	数 量			
	総 重 量	kg (kg/個)		
	積 付	1. バラ 2. パレタイズ 3. その他 ()		
積 込 作 業	作業の分担	1. 荷主側 2. 運送業者側 3. 荷主 運送業者共同	取 卸 作 業	1. 荷主側 2. 運送業者側 3. 荷主 運送業者共同
	作業者数	名	作業者数	名
	使用荷役機械	有 ・ 無 1. フォークリフト 2. その他 ()	使用荷役機械	有 ・ 無 1. フォークリフト 2. その他 ()
免許資格等	1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他 ()	免許資格等	1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他 ()	
<u>その他特記事項</u>		作業時には安全靴、保護帽を着用のこと		